

免許更新等受付業務の委託に係る資格認定基準

第1 目的

この基準は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条第1項に規定する運転免許に関する事務のうち免許更新等受付業務の委託に関し、当該業務の受託法人の選定に必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

第2 資格認定の要件

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2の規定により、免許更新等受付業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると公安委員会が認める法人として石川県公安委員会が認定する法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。

1 組織要件

(1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）に次のイからホまでのいずれかに該当する者のない法人であること。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

ハ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者

ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(2) 石川県内に本店、支店等（以下「事務所等」という。）を有すること。

(3) 免許更新等受付業務を適正かつ確実にを行うために必要な組織及び財政的基礎を有すること。

2 能力要件

- (1) 次表に掲げるとおり、免許更新等受付業務の履行場所に当該業務を適正に行う能力を有する職員を配置できること。また、休暇その他の理由により配置された職員が長期に不在となる場合は、代替要員を措置できること。

履 行 場 所	配置人員
石川県運転免許センター	3人以上
金沢中警察署	2人以上
金沢東警察署	2人以上
金沢西警察署	2人以上
大聖寺警察署	2人以上
小松警察署	3人以上
能美警察署	1人以上
白山警察署	1人以上
〃 鶴来庁舎	2人以上
津幡警察署	1人以上
羽咋警察署	1人以上
七尾警察署	2人以上
輪島警察署	1人以上
〃 穴水庁舎	1人以上
珠洲警察署	1人以上
〃 能登庁舎	1人以上

- (2) 事務所等に免許更新等受付業務を管理する管理責任者を配置できること。
- (3) 免許更新等受付業務に従事する職員に対し、道路交通関係法令その他受付業務に関する教養を行うことができること。

第3 資格認定の申請等

免許更新等受付業務の委託を受けようとする法人には、別記様式第1「免許更新等受付業務の受託資格認定申請書」、別記様式第2「誓約書」及び必要に応じ次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- 1 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- 2 役員の氏名及び住所を記載した名簿
- 3 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

- 4 委託する免許更新等受付業務に従事する者の氏名、住所及び経歴等並びに職員不在時における代替要員の措置について記載した書面
- 5 免許更新等受付業務を行う組織の概要（組織体制及び職員数等）を記載した書面
- 6 管理責任者の氏名、住所及び経歴を記載した書面
- 7 業務に従事する者に対する教養の実施計画を記載した書面

第4 資格認定の通知

免許更新等受付業務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると認めたときは、その法人に対し、別記様式第3「免許更新等受付業務の受託資格認定通知書」を交付するものとする。

第5 資格認定の取消し

資格認定を受けた法人が次の事項のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができるものとする。

- 1 第2の要件のいずれかに適合しなくなると認めるとき。
- 2 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- 3 免許更新等受付業務を行うのに不適格と思われる事項を認めたとき。

別記様式第1

免許更新等受付業務の受託資格認定申請書

年 月 日

石川県公安委員会 殿

主たる事務所の所在地
 名 称
 代 表 者 の 氏 名 印

免許更新等受付業務の受託資格の認定を申請します。
 なお、申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(ふりがな) 法人の名称	
主たる事務所 の所在地	電話 () -
法人の種類	1 株式会社 2 有限会社 3 一般財団法人 4 一般社団法人 5 その他 ()
(ふりがな) 代表者氏名	

申請者は、下欄には記載しないこと。			
受理年月日	年 月 日	受理番号	
添付書類	<input type="checkbox"/> 定款・寄附行為等 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 役員の名簿及び住所を記載した名簿 <input type="checkbox"/> 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表 <input type="checkbox"/> 従事者の経歴等を記載した書面 <input type="checkbox"/> 組織の概要を記載した書面 <input type="checkbox"/> 管理責任者の経歴等を記載した書面 <input type="checkbox"/> 業務従事者に対する教養実施計画を記載した書面		
備考			

別記様式第2

誓 約 書

当法人は、次に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次に掲げるいずれかに該当する者のある法人

- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ハ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しない者
- ホ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

石川県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

印

別記様式第3

免許更新等受付業務の受託資格認定通知書

年 月 日

殿

石川県公安委員会

免許更新等受付業務の受託資格の審査をした結果、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2に規定する免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する法人と認定したので通知する。